

## 別表六の二（八）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の9第3項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結事業年度又は令和2年改正前の法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始

する令和2年旧措置法第68条の9第6項第3号に掲げる連結事業年度において同条第1項又は第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。